毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正　　福祉保健課

◎　公　告
・土地改良区の役員の退任　　農村整備課
・測量の実施（２件）　　建設企画課
・公開による意見の聴取の実施　　建築課

◎　長崎県病院企業団告示
・長崎県病院企業団議会定例会の招集　　長崎県病院企業団

告　　示

長崎県告示第596号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の９）の一部を次のように改正し、令和６年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和６年12月６日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）
医療政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
１～34　略					
35	長崎県小児死亡事例に対する死亡時画像診断に係る撮影経費補助金	厚生労働省死亡時画像読影技術等向上研修事業の一環として、日本医師会が受託者として行う小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業において、小	小児死亡事例を対象とした死亡時の画像撮影（CT、MRI等）に要する経費	１件当たり５万4,000円以内	小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業に参加登録を行い、日本医師会の確認を受け

改正前

別表（第２条関係）
医療政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
１～34　略					
35	長崎県小児死亡事例に対する死亡時画像診断に係る撮影経費補助金	厚生労働省死亡時画像読影技術等向上研修事業の一環として、日本医師会が受託者として行う小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業において、小	小児死亡事例を対象とした死亡時の画像撮影（CT、MRI等）に要する経費	１件当たり５万4,000円以内	小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業に参加登録を行い、日本医師会の確認を受け

		児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報の収集に協力し、もって死因究明体制の整備を図る。			た県内の医療機関等
36～50　略					

障害福祉課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～23　略					
24	自殺未遂者支援体制強化事業費補助金	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応を行う支援者への教育研修事業を実施し、自殺未遂者の再企図を防止する。	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応を行う支援者への教育研修事業に要する経費	略	
25～57　略					

		児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報の収集に協力し、もって死因究明体制の整備を図る。			た県内の医療機関
36～50　略					

障害福祉課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～23　略					
24	自殺未遂者支援体制強化モデル事業費補助金	精神科の併設されていない救急病院等に搬送された自殺未遂者本人及びその家族に対する相談支援を実施し、自殺未遂者の再企図の防止を図る。	自殺未遂者本人及び家族に対する相談支援に必要な経費	略	
25～57　略					

公　　告

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、島原深江土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和６年12月６日

長崎県知事　大石　賢吾

退　任　役　員 理　　事	
氏　名	住　所
大　町　泰　久	南島原市深江町戊2541番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、南島原土地改良区理事長から公共測量（見岳地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年12月６日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
南島原市西有家町　見岳地区	令和６年12月９日から 令和７年３月19日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年12月６日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
長崎市寺町、風頭町、高平町、愛宕一丁目の全部	令和６年12月９日から 令和８年３月31日まで

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第１項ただし書の規定による許可をすることについて、公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和６年12月６日

長崎県知事　大石　賢吾

１　意見の聴取の日時　　令和６年12月11日（水曜日）　14時00分から
２　意見の聴取の場所　　堂崎町第三自治会公民館
３　意見の聴取の対象建築物
⑴　建　築　場　所　　諫早市堂崎町1288、1290-１、1290-２、1290-３、1291-１、1292-１、1296-１、1297-２、1297-４
⑵　建築主住所及び氏名　　諫早市堂崎町1288番地
医療法人　緑光会　理事長　城谷　麻衣子
⑶　用　　途　　病院
⑷　構造及び規模　　木造２階建

	建築面積 （平方メートル）	延べ面積 （平方メートル）
申　請　部　分	43.47	86.94
申請以外の部分	1,256.85	2,343.44
合　　計	1,300.32	2,430.38

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第４号

長崎県病院企業団議会定例会を令和６年12月25日午後２時00分長崎市に招集する。

令和６年12月６日

長崎県病院企業団企業長　八橋　弘

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　株式会社クイックプリント
長崎市樺島町八番十二号
印刷人　寺田宏弥